

# ログイン時情報の取扱いに係る論点

---

2020年9月30日  
事務局

# ログイン時情報の取扱いについて

## 中間とりまとめにおける検討課題③ ログイン時情報の取扱い

### 検討課題

- ログイン型サービスにおいて権利侵害が生じた際、発信者の特定のために、ログイン時のIPアドレス及びタイムスタンプ（以下「ログイン時情報」という。）の開示を求める例がある。この点、ログイン時情報を発信者情報として開示することは、立法時には必ずしも想定されていなかったと考えられるところ、ログイン時情報が現行法上の発信者情報に該当するか否かについては明確になっておらず、裁判例も分かれている状況。

### 中間とりまとめにおける記述

- 「ログイン時情報」については、開示対象となるログイン時情報及び請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体化を進めていくことが適当である。

#### 【ログイン時情報の開示に関する裁判例（中間とりまとめ脚注15）】

##### 【否定例】

- ・「発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密等に配慮し、その権利行使の要件として権利侵害の明白性等の厳格な要件を定めている趣旨や、同法4条1項の文言に照らすと、開示請求の対象は、開示請求者の権利を侵害したとする情報の発信者についての情報に限られると解するのが相当」（東京高判平成26年9月9日・判タ1411号170頁）。
- ・プロバイダ責任制限法第4条1項は「当該権利の侵害に係る発信者情報」について開示を認めるとともに、具体的に開示の対象となる情報は総務省令で定めるとし、省令はこれを受けて、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス…及び当該アイ・ピー・アドレスと組み合わせられたポート番号」と、同7号は「侵害情報が送信された年月日及び時刻」とそれぞれ定めているのであるから、省令4号は「侵害情報に係るアイ・ピー・アドレス…及び当該アイ・ピー・アドレス」には当該侵害情報の発信に関係しないものは含まれず、また、当該侵害情報の発信と無関係なタイムスタンプは同7号の「侵害情報が送信された年月日及び時刻」に当たらないと解するのが相当である。」（知財高判平成30年4月25日・判例秘書登載）。

##### 【肯定例：個別の事情の下認容した例】

- ・「法4条1項が開示請求の対象としているのは「当該権利の侵害に係る発信者情報」であり、この文言及び（中略）法の趣旨に照らすと、開示請求の対象が当該権利の侵害情報の発信そのものの発信者情報に限定されているとまでいうことはできない。（中略）〇〇は、利用者がアカウント及びパスワードを入力することによりログインしなければ利用できないサービスであることに照らすと、ログインするのは当該アカウント使用者である蓋然性が認められるというべきである。」（東京高判平成26年5月28日判時2233号113頁）。
- ・「法4条1項は、侵害情報そのものから把握される発信者情報でなくても、侵害情報について把握される発信者情報であれば、これを開示の対象とすることも許容されると解される。（中略）加害者の特定を可能にして被害者の権利の救済を図るといふ法4条の趣旨（中略）に照らすと、侵害情報の送信の後に割り当てられたIPアドレスから把握される発信者情報であっても、当該侵害情報の発信者のもつと認められるのであれば、法4条1項所定の「権利の侵害に係る発信者情報」に当たり得ると解するのが相当である。」（東京高判平成30年6月13日・判時2418号3頁）。

## 検討すべき論点

- ログイン時情報の取扱いについて検討を進めていくにあたっては、以下のような論点について検討を行うことが必要ではないか。

①：発信者の同一性（←第2章1．ログイン時情報 イ相当性 ①発信者の同一性）

②：開示の対象とすべきログイン時情報の範囲

（←第2章1．ログイン時情報 イ相当性 ②開示の対象とすべきログイン時情報の範囲）

③：開示請求を受けるプロバイダの範囲

（←第2章1．ログイン時情報 イ相当性 ②開示の対象とすべきログイン時情報の範囲）

（注）←に中間とりまとめにおいて対応する部分を示した。

# ①：発信者の同一性

## 論点

- 中間とりまとめに記載のとおり、「ログイン時情報を開示する際は、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある」のではないか。

## 中間とりまとめにおける記述

ログイン時の通信は、権利侵害の投稿時の通信とは異なる通信であることから、仮にそれぞれの通信の発信者が異なるにもかかわらず、ログイン時情報として、権利侵害投稿の発信者以外の者の情報が開示されてしまった場合には、当該発信者以外の者の通信の秘密やプライバシー等を侵害することとなる。

この点を踏まえると、ログイン時情報を開示対象とする場合であっても、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信とが、同一の発信者によるものである場合に限り、開示できることとする必要がある。

## これまでの主な意見

- ログイン情報について、発信者とは別人の可能性がある場合には対象とすべきでなく、同一の発信者であるという場合に限ることが必要。【北澤構成員・第3回】
- IDとパスワードを別人が使う可能性があるのは、共有アカウントの場合など極めて例外的な事情であり、普通の場合であれば、IDとパスワードを別人が使うことは考えにくいと思う。そのため、IDとパスワードを使って別人が投稿した可能性も含めて誤爆と言ってしまうと、それは投稿時のIPアドレスであっても同じようなことになってしまうので、どの点をもって誤爆の可能性を考えるべきなのかを整理すべき。【上沼構成員・第3回】
- 発信者とは別人の情報を開示してしまう現象はどのくらい回避できるのかという点については、技術的な実態を踏まえて検討していく必要がある。【大谷構成員・第3回】
- 本来、ログイン者と発信者の同一性が確保できれば十分だが、ログイン者と発信者が同一でないおそれがあるということを開示関係役務提供者が防御しないといけない状況となっているところ、このような状況を避けるためには、ログインIDは発信者情報であるとストレートに認めてしまうのがよい。ログイン者と発信者の同一性について技術的に大きなリスクがある場合には、当該リスク回避を誰がどのように担保するかという問題は残るが、その点は割り切りの問題ではないか。【丸橋構成員・第3回】
- ✓ ログインIDとパスワードが他人によって使われることは、セッションハイジャック等の極めて例外的な場合だと思われるため、常に例外的とはいえ、一定程度あり得るリスクについてだけ手当てできればよいので、例外的な問題しかないのであれば文言に落とす必要もない。【丸橋構成員・第3回】
- ✓ 開示対象となるログイン情報を省令にて明確化する事で実務の混乱を防ぐことにつき賛成。この際、注釈の通り、ログイン情報は、裁判例でも判断が分かれているように、確実に投稿者の情報であるとわかる場合に限られるよう願う。【LINE株式会社・意見募集】
- ✓ 発信者(アカウント)の同一性が担保されていれば、アカウントの共有などの事情があったとしても、本人の特定に資する情報とされることに違和感はない。(省令に規定される住所や氏名について、「発信者その他侵害情報の送信に係る者」と規定されていることと同様、まずはアカウントの名義人にたどりつき、それを手がかりに発信者を特定することになると思う。)【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】

### 論点

- 開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定することが適当ではないか。
- 開示対象とすべきログイン時情報の範囲については、開示が認められる条件や対象の範囲について、権利侵害投稿との一定の関連性を有するものなど、何らかの限定を付することが適当ではないか。その上で、プロバイダの負担への考慮から、発信者の特定に必要最小限度のものに限定することが適当ではないか。
- その他、どのような条件や対象範囲の限定が必要か。

### 中間とりまとめにおける記述

開示を可能とする情報が際限なく拡大すれば、権利侵害投稿とは関係の薄い他の通信の秘密やプライバシーを侵害するおそれが高まることから、開示が認められる条件や対象の範囲について、一定の限定を付することが考えられる。この点、まず、現行法上は、原則として、権利侵害投稿に係るIPアドレスを辿って発信者を特定することを想定していることから、仮にログイン時情報を開示対象として追加する場合であっても、その開示が認められる場合の要件としては、コンテンツプロバイダが投稿時情報のログを保有していない場合など、侵害投稿時の通信経路を辿って発信者を特定することができない場合に限定することが適当である。

開示の対象とすべきログイン時情報の範囲に関しては、例えば、権利侵害投稿との深い関連性が認められる必要最小限のものに限定することとし、例えば、原則として、権利侵害投稿の前提となる行為としてのログイン時情報のみを対象とするほか、例外的な事由がある場合などに限り、ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係るIPアドレスやタイムスタンプ等についても開示対象とする、という考え方がある。

他方で、前述のとおり、権利侵害投稿を行った発信者と同一の者によるログイン時情報である場合には、それ以上限定を付すことは不要である、という考え方もあり得る。

## ②：開示の対象とすべきログイン時情報の範囲（続き）

### これまでの主な意見

#### <開示条件の補充性について>

- 権利侵害投稿の通信そのものに関する情報との関係で補充性を認めるべきという点については同意見。また、ログイン時情報の範囲の限定の仕方についても、権利侵害投稿の準備行為と評価できるようなものについて何か絞りをかけるといった検討が今後にも必要ではないかという点についても同意見。【垣内構成員・第3回】
- 現在の実務でもIPアドレスとタイムスタンプがある場合にログイン情報の開示を認める裁判例はないと認識しているため、ログイン情報の開示は、あくまでもIPアドレスとタイムスタンプがない場合に限定する必要がある。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報の開示については、本来であれば投稿時ログの開示を求めるところ、コンテンツプロバイダにおいて投稿時ログが保存されていないために特に開示が認められる情報であるという特徴に配慮した制度設計が必要。例えば、ログイン時情報のような間接的な情報の開示は、投稿時ログの開示が奏功しない場合に限って認められるべきということ（補充性要件）を明示することも一案。【栗田構成員・第3回】
- ✓ 開示範囲が際限なく広がることは、権利侵害情報と関係の薄い通信の秘密やプライバシーを侵害することとなるため、被害者の裁判を受ける権利との関係で必要最小限度になるよう、限定条件を慎重に検討する必要がある。コンテンツプロバイダにおいて投稿行為のIPアドレスや時刻を記録していない場合に補充的にログイン時情報を開示対象とする取りまとめ案は妥当。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ ログイン時情報が開示対象となるケースは、被害者救済を図るためにほかに手段がないような極めて例外的なケースに限定するとともに、このような情報を収集するプロバイダの負担にも配慮した制度設計とすべきである。【楽天株式会社・意見募集】

#### <開示が認められる条件や対象の範囲について>

- ログイン時情報の範囲について、侵害情報の投稿直前のログに限ることを原則とするなど、一定の限定が必要。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報の範囲について、直近のログに限定すると不合理な場合があると思うので、例外的に柔軟な対応ができるような制度設計が一番よいと思う。この問題が難しいのは、侵害情報をどのログインでアクセスしたか結局誰も分からない点にあるが、ログインの数はかなり量が多いためある程度制限すべきではないかと思う。【北澤構成員・第3回】
- ログイン時情報を開示対象として追加する場合、「投稿の直前」のように硬直的、形式的な基準を設定してしまうと、かえって真の発信者ではない人の情報が開示されてしまうおそれがあるため、「発信者の特定に必要なログイン時情報」のような、ある程度一般的な書き方にした方がよい。【栗田構成員・第3回】
- 侵害情報の直前の情報であれば同一の発信者による蓋然性が高いとは必ずしもいえないと思うので、直前の情報に限定するということは合理的ではないのではないか。【大谷構成員・第3回】
- 「例外的な事由がある場合に限り、ログイン用のアカウントを取得する際の通信等その他の情報も開示すべきではないか」という記載があるが、何ををもって例外とするかという点もきちんと議論する必要がある。【清水構成員・第3回】
- ログイン時情報について、侵害者と同一のものであるという証明ないし疎明がされ、かつほかの情報では侵害者の特定ができないという必要性があれば、侵害情報の流通の準備行為という場合はもちろん、事後のログアウトやログイン時の情報についても、一定の条件下で開示対象としてもよいと思う。【前田構成員・第3回】
- 侵害情報投稿後のログイン記録に基づく発信者情報開示請求を認容した裁判例があるが、侵害情報の投稿者とログイン者が同一だということが証明された上で、侵害情報投稿時のログイン情報がログの保存期間等の関係から既になかったという事情があったという必要性が特に認められたことを前提に、投稿後のログイン記録についての開示を認めたようなので、そのような条件が求められるということも検討する必要があるのではないか。【前田構成員・第3回】

### これまでの主な意見（続き）

#### <開示が認められる条件や対象の範囲について（続き）>

- ログイン時情報の開示について、侵害情報の直近のものに限定してしまうと、複数人でアクセスした場合等にはログインIPアドレスと侵害情報を投稿したIPアドレスが異なることが当然にあり得るため、発信者の特定が困難になる。そのためログイン時情報の範囲については、必要最低限度ではなく、ある程度範囲を広げた方がよい。【北條構成員・第3回】
- ログイン時情報の範囲について、直前のログインから投稿しているとは必ずしも限らず、しばらく前の別のログインから投稿しているということも往々にしてあるため、直前のログに限定してしまうと、實際上、本当にそのプロバイダが侵害情報に係る通信を媒介したのかということが分からないため、直前のログに限定すべきではない。【清水構成員・第3回】
- ✓ ログイン時情報の範囲について、発信者の特定に合理的に最小限度のものであれば、形式的に「投稿の直前」「相当程度の時間的接着性」などにこだわる必要まではない。ただ、取りまとめ案に例示された「ログイン用のアカウントを取得する際の通信、侵害投稿が発信された後のログアウト時の通信、侵害投稿が発信された後のログイン時の通信に係るIPアドレスやタイムスタンプ等」に関しては、侵害投稿が発信された直後のログアウト時の通信はまだしも、その他の例示はもはや権利侵害情報との関係が希薄で、一度権利侵害行為を行った利用者の通信というだけで相当な範囲の通信が開示の対象になりかねないため、例示であるにしても範囲が広すぎ、やはり何らかの歯止めが必要。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ 開示の対象とすべきログイン時情報の範囲は「直前のログインに限定する」ことが適切であると考え。特に、複数のアクセスプロバイダがログインに係る通信を媒介していて、どのアクセスプロバイダが直前のログインに係る通信を媒介していたか客観的に特定が困難な場合は、一切開示を認めるべきではないと考える。実際には問題の投稿のためのログインに係る通信を媒介していないアクセスプロバイダが、ログ保存期限が残っている等の理由によりログイン時のログをたまたま保有しているだけで開示責任を負わされ、または、開示請求のターゲットとなっただけで開示責任を負わされるという不当な結果を招きかねない。【一般社団法人 テレコムサービス協会・意見募集】

#### <必要最小限度の範囲について>

- 「投稿の直前」のログイン時情報に限らず、「発信者の特定に必要な」ログイン時情報の開示を認めることと、多数のログイン時情報の開示を一括で認めることとは、一応区別して考えられる。例えば、投稿の直前のログイン時情報には限定しないが、発信者の特定に必要な情報に限定するなどの方法で、複数件の情報の一括開示には慎重な立場を取ること可能ではないか。【栗田構成員・第3回】
- 必要最小限度にすべきという観点からすると、直近のログ1つに限ることも一つの考え方だと思うが、1つに限らないとしても、どこまで範囲を広げてよいのかという点については、通信の秘密との関係で検討すべき。【北澤構成員・第3回】
- ✓ 最小限度の情報であることについて限定が付されない場合、1つの投稿行為について多数のログイン時情報が開示されることとなり、そのすべてをもとにISP事業者に対して住所氏名等の開示請求を行えたとすれば、通信の秘密への影響も大きくなりますし、ISP事業者側の負担も重すぎることになる。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】
- ✓ ログイン時情報が発信者情報開示請求の対象になった場合、請求を受けたプロバイダ側で、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報を収集しなければならなくなるころ、プロバイダ側では、権利侵害投稿と関連性のありそうなログイン時情報をまとめて保有しているわけではなく、請求のたびに、関連性のありそうな、更にいえば関連していると主張されるおそれのある情報を手作業で収集しなければならなくなる。プロバイダによる当該収集作業は相当の負担となるため、このような負担が生じないような制度設計がなされなければならないと考える。【楽天株式会社・意見募集】

#### 論点

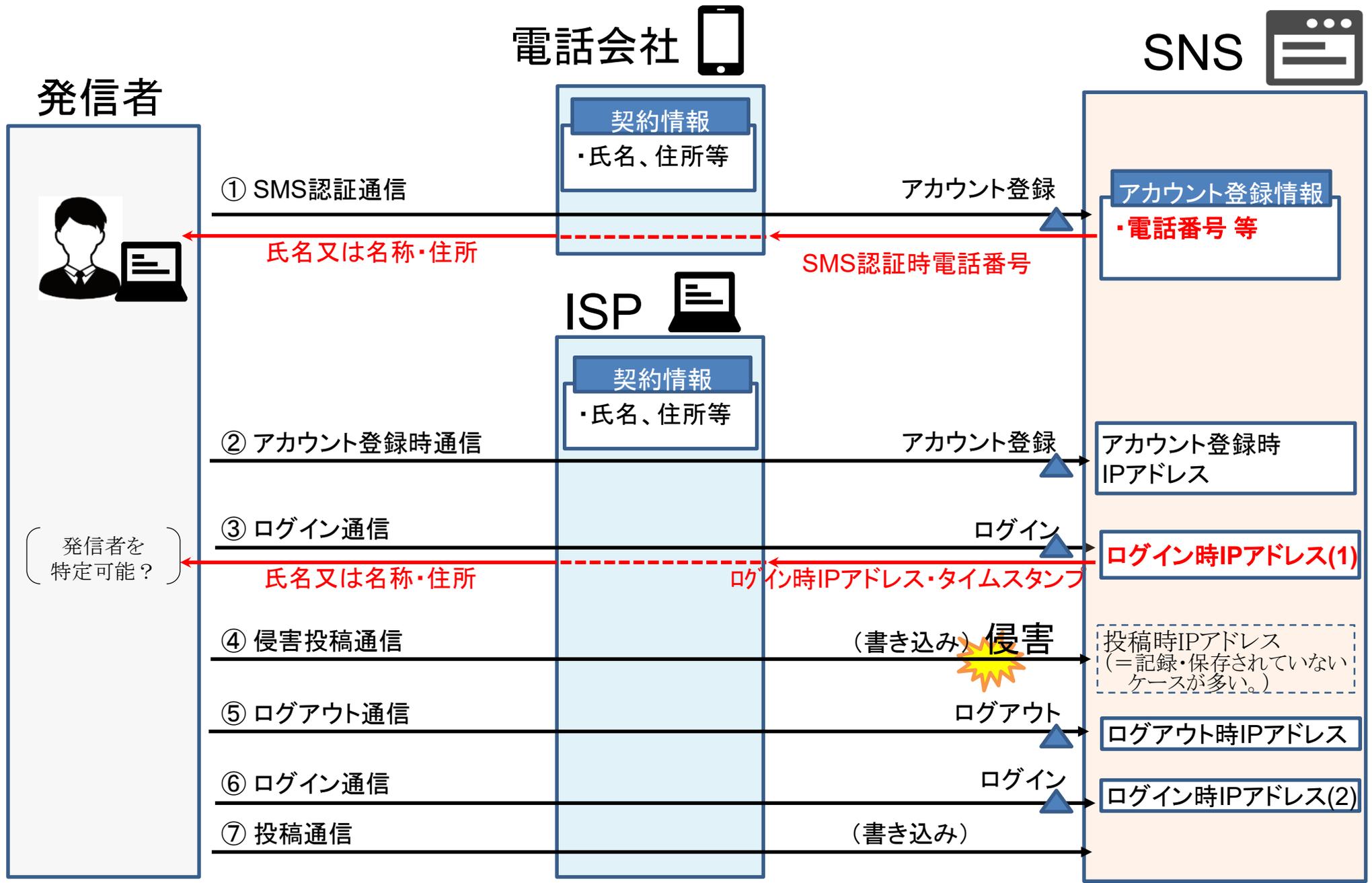
- 開示請求を受ける者の範囲に、権利侵害投稿通信以外の通信（ログイン通信やSMS通信など）を媒介するプロバイダや電話会社などを含めるべきではないか。

#### 中間とりまとめにおける記述

ログイン時情報を開示対象とした場合、当該ログイン時情報をもとに特定されたアクセスプロバイダに対して、ログイン時の通信の発信者の住所・氏名の開示を請求することとなるが、当該開示請求を受けるプロバイダは、プロバイダ責任制限法第4条第1項に規定する「開示関係役務提供者」の範囲に含まれない場合もあり得ることから、請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、必要に応じて、法改正によって対応を図ることを視野に入れ、具体化に向けた整理を進めていくことが適当である。

#### これまでの主な意見

- 二重、三重でログインしているユーザもおり、どのログインから問題の投稿をしたのか分からないのに開示をしなければならないとなると、アクセスプロバイダとの関係でどの範囲について開示対象になるのか分からなくなってしまうので、この点も検討する必要がある。【上沼構成員・第3回】
- 開示関係役務提供者の要件について変更する場合、プロバイダにとってどの範囲の情報が発信者情報となるのか分からなくなってしまうという問題があるため、変更を加えるのであれば、どういった影響が生じることになるのかという点を少し慎重に時間をかけて議論してから検討すべき。【北澤構成員・第3回】
- ✓ 現在の法令上、(1)ログイン時のIPアドレスとタイムスタンプが開示対象の発信者情報にあたるか (2)ログイン行為の通信を媒介した電気通信事業者が、開示関係役務提供者になるかは明確ではないと思う。(1)は裁判例も分かっているような状況であり、開示関係役務提供者において自主的に判断するには負担が重い(法律の枠組みを考えれば、裁判外では開示拒否が妥当な結論になる)と考える。このため、法令で明確にすることが必要。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会・意見募集】



# 発信者

# ISP α

# SNS



① ログイン通信

② ログイン通信

③ 投稿通信

④ 侵害投稿通信

⑤ 投稿通信



# キャリア β



ログイン時IPアドレス(1)

ログイン時IPアドレス(2)

投稿時IPアドレス  
(=記録・保存されて  
いない場合には、  
2重ログインの場  
合には、どの通信  
経路で書き込ま  
れたか判断でき  
ない。)

ログイン時IPアドレス(3)



発信者を  
特定可能?

氏名又は名称・住所

ログイン時IPアドレス・タイムスタンプ

侵害?

侵害?

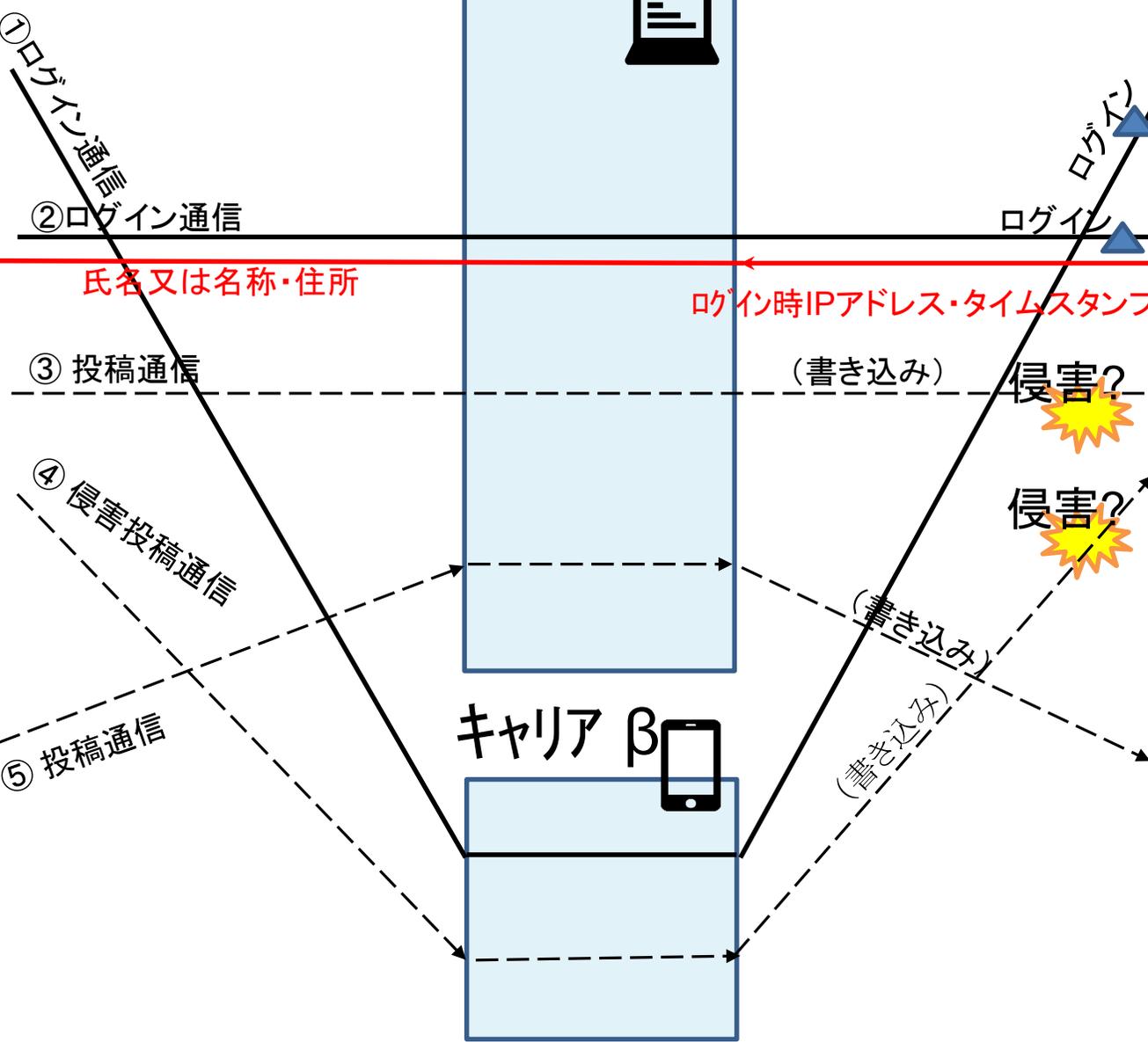
(書き込み)

(書き込み)

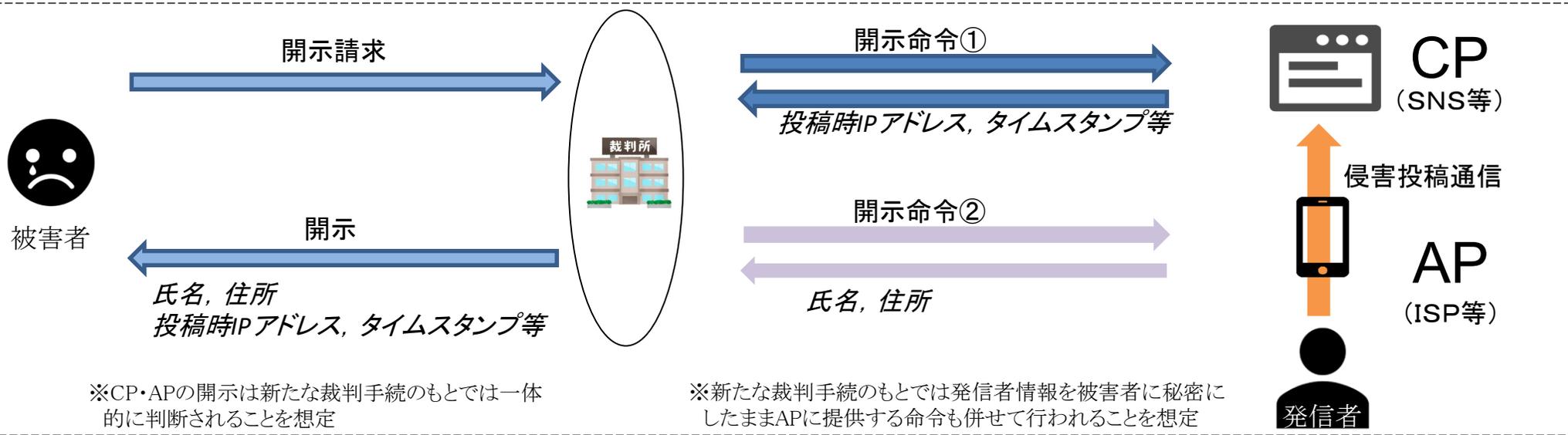
ログイン

ログイン

(書き込み)



＜新たな裁判手続において、投稿時のログが保存されている場合のイメージ＞



＜新たな裁判手続において、投稿時のログが保存されていない場合のイメージ＞

